

質問9 臨床実習指導者の養成計画について

(該当箇所:p.17-19 平成30年度事業計画:教育部)

厚生労働省の理学療法士・作業療法士学校養成施設カリキュラム等改善検討会において、指定規則の改正に向けた検討が行われ、平成32年度入学生からの適用で方向性が示されました。その中で、臨床実習指導者の要件として、「実習指導者は、理学療法、作業療法に関し相当の経験を有する理学療法士、作業療法士とし、免許を受けた後5年以上業務に従事した者であり、かつ、厚生労働省が指定した臨床実習指導者講習会等を修了した者とする。」ことが示されたことより、臨床実習指導者が不足することが予測されます。また、臨床実習施設の要件として「訪問リハビリテーション又は通所リハビリテーションに関する実習を1単位以上行うこと。」が追加されましたが、これらの施設に勤務する作業療法士数は少なく、実習を受け入れられない事態が予測されます。

これらに対して、教育部では、臨床実習指導者講習会（厚生労働省指定）のプログラム立案と開催（定員50名、15回）を重点活動として企画していますが、年間750名の臨床実習指導者の受講では対応できないと思われます。臨床実習を行う学生数と指導者数をどのように見積もり、対応していくのか、今後の臨床実習指導者の養成計画を具体的にご教示いただき、訪問や通所系の施設における実習の受け入れを促進させる対策をご教示ください。

回答

臨床実習指導者要件の改正により、臨床実習指導者の養成と確保は喫緊の課題です。現時点では、平成30年度・31年度は都道府県作業療法士会や作業療法士学校養成施設と連携し、特に今後の臨床実習指導者指定講習会の講師育成を意図した研修会を本年度は全国8か所全15回開催予定です。また、数年間に10,000人規模で養成を果すためには、経験年数4年以上の講習会受講可能会員の身近な地域で指定講習会を開催する必要があり、生涯教育制度へ位置づけることも既に検討を開始しております。

なお、正確な臨床実習指導者養成数の試算は容易ではありませんが、対象となる学生数は、全養成校入学者定員、国家試験受験状況から推測して入学者定員充足率は78%とした場合、1学年約6,000名、2学年12,000名の学生が複数回の実習を経験するためには、最低24,000名分の臨床実習指導が必要になります。他方、臨床実習指導者については、仮に1名の臨床実習指導者が1年間に評価実習1回、総合臨床実習1回、同時期各2名の学生を指導し、年間4名の学生指導をすると仮定すると6,000名必要になります。

さらに改定指定規則の臨床実習指導者要件によると臨床実習指導者となりうる対象は、免許取得後5年以上の会員数37,652人（うち臨床を主業務とする者は29,668名）であり、およそ30,000人と考えられますが、上記以外の臨床実習形態への対応や実習受け入れが困難な施設等を考慮すると平成33年度までの4年間で10,000人から15,000人規模での養成が必要と考えております（本回答に記す数値目標の算定根拠は、2018年1月10日現在のものがあります）。

また、訪問リハビリテーションまたは通所リハビリテーションに関する1単位の実習の扱いやその受け入れ促進については、今後、指定規則等に係るその他の質問事項と併せて厚生労働省へ確認をさせていただき、その結果も踏まえて具体的な促進対策を図りたいと考えております。